2026年10月30日

各位

会 社 名　　ＢＡＳＥ株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　鶴岡　裕太
（コード：4477　東証グロース）
問合せ先　　取締役上級執行役員ＣＦＯ　原田　健
（TEL．03－6441－2075）

ガバナンス体制の更なる強化に向けた取組みについての検討開始等に関するお知らせ

当社は、従前よりコーポレートガバナンスの体制強化・充実に取り組んでまいりましたが、この度、企業価値及び株主共同の利益の更なる向上を図るため、以下のとおり、ガバナンス体制をより一層強化する取組みに関する検討を開始いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、2026年10月５日付「(変更)「SBINM合同会社(SBIホールディングス株式会社の完全子会社)による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明及びSBIホールディングス株式会社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の一部変更について」に記載のとおり、同月１日、当社の大株主である牧寛之氏（以下「本大株主」といいます。）の代理人を通じて、同月２日以降、本大株主の保有割合を30%超とすることを目指して当社株式の買付けを再開する旨の連絡を受領しておりました。その後、本大株主は、同月９日付で、「保有目的」欄において「現在の株主構成等を踏まえ、提出者のオーナーシップに基づく議決権行使及び経営関与の実効性を高めるため、議決権ベースでの所有割合 30%超の取得を目指します。」と記載された大量保有報告書の変更報告書No.９を提出しており、同月21日付で本大株主が提出した大量保有報告書の変更報告書No.12によれば、本大株主の株券等保有割合は28.36%（同月14日時点）とされております。

SBIホールディングス株式会社の完全子会社であるSBINM合同会社が2026年８月31日に開始した当社の普通株式に対する公開買付けに係る公開買付期間が終了した後、当社は、同年10月22日、本大株主から当社の代表取締役社長である鶴岡裕太（以下「鶴岡」といいます。）宛に連絡をいただき、その後、本大株主の要請に基づいて当社社外取締役が本大株主と面談を行いました。また、当社は、同月23日、本大株主の代理人を通じて、本大株主から、当社社外取締役に宛てた同日付書面（以下「本書面」といいます。）を受領いたしました。

本書面において、本大株主からは、本大株主側の事情により「今後の貴社のご回答（注：下記質問に対する当社の回答）の内容にかかわらず、今後、保有株式を売却し、貴社の株主としての立場から退出する方針」であるとの意向が示されました。加えて、「この退出を、貴社と協調して、秩序ある形で進められるかどうか」を検討してほしいとの要請が示されました。

具体的には、本大株主が「貴社と協調して秩序ある退出に取り組むための条件」として、下記①乃至④の事項について具体的な方針が示される必要があると本大株主として考えており、当社がかかる具体的な方針を示すことができるかについて質問を受けました。

① 「指名委員会等設置会社への移行に対するコミットメント」
② 「明確なTSR（株主総利回り）目標の設定・導入と、その達成に向けたコミットメント」
③ 「独立性と実効的な監督能力を備え、信用・信頼できる社外取締役の選任」
④ 「企業価値向上と一般株主の利益にも配慮した退出手続の公正性・公平性を担保することができる

独立性を備えた特別委員会の設置」

当社は、かかる要請を受け、これらの事項について、当社としての企業価値及び株主共同の利益の観点から、当社社外取締役を交えて真摯に検討を行った結果、以下のとおり判断しております。

① 「指名委員会等設置会社への移行に対するコミットメント」
当社は、当社事業に精通した取締役と、専門的知見を有し客観的視点を持つ社外取締役で構成され、その過半数を社外取締役で構成する取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行の決定を行うとともに、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制としているほか、その過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置するなど、ガバナンス体制の強化・充実に努めておりますが、指名委員会等設置会社に移行することは、執行と監督の分離を通じて当社のガバナンス体制をより一層強化・充実させることにつながり得る取組みであると考えております。指名委員会等設置会社への移行について、当社としては、様々な実務上の課題も想定されることから、その洗い出しを含めた具体的な検討を開始し、その検討結果をもって、最終的に株主総会において株主の皆様のご判断を仰ぐことを考えております。

② 「明確なTSR（株主総利回り）目標の設定・導入と、その達成に向けたコミットメント」
目標となる業績指標の一つとしてTSRを導入することは、株主の皆様とより一層の価値共有を図ることにつながり、ひいては当社の企業価値及び株主共同の利益の向上につながり得るものと考えております。

③ 「独立性と実効的な監督能力を備え、信用・信頼できる社外取締役の選任」
当社の取締役候補者の選定については、従来よりその過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会における審議及び取締役会に対する答申を踏まえて行われております。引き続き、独立性、監督能力、専門的知見等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上につながる社外取締役候補者を選定し、株主総会において株主の皆様にその選任をお諮りしてまいります。

④ 「企業価値向上と一般株主の利益にも配慮した退出手続の公正性・公平性を担保することができる独立性を備えた特別委員会の設置」
本大株主が保有する当社株式の数量等に鑑み、当社からの退出方法によっては、株価への影響等を通じて当社の一般株主の皆様に影響を及ぼす可能性があることも踏まえ、社外取締役を中心とするメンバーで構成される特別委員会を設置することについて、前向きに検討を進めることが適当と考えております。

かかる検討の結果を踏まえ、当社は、2026年10月23日、上記①乃至④の各事項について、本大株主の代理人に対して、次のとおり回答を行い、かかる回答に記載のとおり、具体的な検討を開始いたしました。また、当社は、当該回答において本大株主に表明した内容を開示することを目的として、本プレスリリースにおいて以下の事項を公表いたします。

① 「指名委員会等設置会社への移行に対するコミットメント」に関しては、2028年３月の定時株主総会において指名委員会等設置会社への移行に関する議案を上程することを目指して、実務上の課題の洗い出しを含めた具体的な検討を開始することとし、鶴岡を含めた当社のコミットメントとして、その旨を開示いたします。

② 「明確なTSR（株主総利回り）目標の設定・導入と、その達成に向けたコミットメント」に関しては、TSRについて目標として導入することを前向きに検討することとし、鶴岡を含めた当社のコミットメントとして、その旨を開示いたします。具体的な目標設定を含め、機関投資家等の意向も聴取しながら決定し、決定された目標につきましてはその達成を目指します。

③ 「独立性と実効的な監督能力を備え、信用・信頼できる社外取締役の選任」に関しては、適任の社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会において、適任の社外取締役候補者を選定し、定時株主総会に上程いたします。

④　「企業価値向上と一般株主の利益にも配慮した退出手続の公正性・公平性を担保することができる独立性を備えた特別委員会の設置」に関しては、社外取締役を中心とするメンバーで構成する特別委員会を設置する方向で前向きに検討することとし、鶴岡を含めた当社のコミットメントとして、その旨を開示いたします。

当社といたしましては、当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から、上記回答のとおり、指名委員会等設置会社への移行、業績目標の設定・導入及び特別委員会の設置等の各事項についてすみやかに検討・対応を進めてまいります。これらの事項に関し、今後開示すべき事項を決定した場合にはすみやかに開示いたします。

以　上